

八幡平市交流複合施設条例

(設置)

第1条 市民相互の交流及び活動によって、文化的及び経済的な活性化を図り、豊かな地域社会の形成及び住民福祉を推進するため、八幡平市交流複合施設（以下「交流複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八幡平市交流複合施設	八幡平市大更第25地割508番地4

(構成)

第3条 交流複合施設を構成する施設は、次のとおりとする。

- (1) 八幡平市地域交流センター条例（令和7年八幡平市条例第15号）に定める八幡平市地域交流センター
- (2) 八幡平市子育て世代活動支援センター条例（令和7年八幡平市条例第16号）に定める八幡平市子育て世代活動支援センター
- (3) 八幡平市立図書館条例（平成19年八幡平市条例第4号）に定める八幡平市立図書館（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に交流複合施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者を指定した場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 八幡平市地域交流センター条例第16条第2項に掲げる業務
- (2) 八幡平市子育て世代活動支援センター条例第16条第2項に掲げる業務
- (3) 八幡平市立図書館条例第4条第2項に掲げる業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續等)

第5条 指定管理者の指定の手續等については、八幡平市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年八幡平市条例第206号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、交流複合施設の管理を行わなければならない。

(施設等の変更禁止)

第7条 指定管理者は、交流複合施設の施設、設備等を利用する場合において、これを模様替えし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定に基づく指定管理者の指定に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。